

那珂川・久慈川水面利用協議会 那珂川下流部会規約

(目的)

第1条 那珂川・久慈川水面利用協議会 那珂川下流部会（以下「部会」という）は、那珂川・久慈川水面利用協議会（以下「協議会」という）規約第6条に基づき、那珂川下流部における地域の実態に応じた水面利用の適正化を図るため、学識者、行政機関、水面等利用者がそれぞれの有する専門的知識を提供し、その実現に向け協議することを目的とする。

(対象区域)

第2条 対象区域は、次の区域について協議する。

那珂川（河口部から水戸市渡里町地先まで）及び支川（指定区間を含む）

(構成)

第3条 部会は、学識者、国土交通省、茨城県、沿川自治体、海上保安庁、警察、漁業協同組合、水面を利用している各種団体及び水面利用に係わる各組織によって構成するものとし、別表に定める者をもって充てる。

(部会)

第4条 部会は、必要に応じ協議会の会長が招集する。

2 部会に座長を置き、委員の互選により選出する。

3 部会の議長は、座長がこれに当たる。

4 協議会の会長もしくは座長は、必要に応じて部会に委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(規約の改正等)

第5条 この規約の改正、部会の運営に関し必要な事項は、協議会の会長もしくは座長が部会に諮って定める。

(付則)

1 この規約は、平成30年3月22日より施行する。

別表

那珂川・久慈川水面利用協議会 那珂川下流部会 委員名簿

○座長
(敬称略)

区 分	所 属	役 職	氏 名
学識者	関東学院大学工学部	名誉教授	宮村 忠○
	茨城大学大学院理工学研究科	教授	横木 裕宗
水面等	那珂川第一漁業協同組合	代表理事組合長	
利用者	大湊沼漁業協同組合	代表理事組合長	
	一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会	常務理事	
行政機関	国土交通省関東地方整備局 常陸河川国道事務所長		
	茨城県土木部 河川課長		
	茨城県農林水産部 漁政課長		
	茨城県農林水産部 水産振興課長		
	水戸市建設部 建設計画課長		
	水戸市建設部 河川都市排水課長		
	水戸市産業経済部 農政課長		
	ひたちなか市建設部 河川課長		
	ひたちなか市経済環境部 水産課長		
	大洗町 都市建設課長		
	大洗町 農林水産課長		
	海上保安庁茨城海上保安部 交通課長		
	茨城県警察本部地域部 地域課長		

